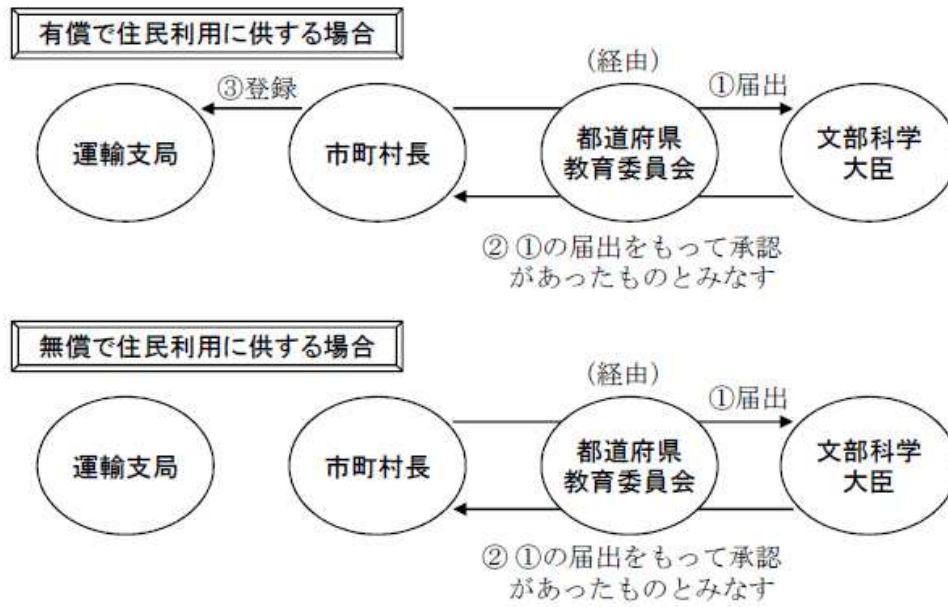


平成23年3月4日付け「へき地児童生徒援助費等補助金に係るスクールバス・ボートの住民の利用に関する承認要領」の一部改正により、コミュニティ交通ハンドブック65ページに記載した同要領による手続きが簡素化されました。

● 国庫補助等を受けたスクールバスのコミュニティバス化に必要な手続き



【要件】

- ア スクールバスを利用する児童生徒の登・下校に支障のないこと。
- イ 安全の面で万全を期するよう配慮されていること。
- ウ 交通機関のない地域等の住民に係る運行であること。
- エ 市町村の教育委員会が住民利用に供することを差し支えないと認めたものであること。
- オ 都道府県の教育委員会が住民利用に供することを差し支えないと認めたものであること。